資料２

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備）の策定について

１　概要

長野タクシー株式会社のユニバーサルデザインタクシー導入に当たり、国土交通省の地域公共交通バリア解消促進等事業を活用するため、生活交通改善事業計画を策定するもの

２　主な内容（詳細については計画案を参照）

（1）事業の目的・必要性

（2）事業の目標及び効果

（3）事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

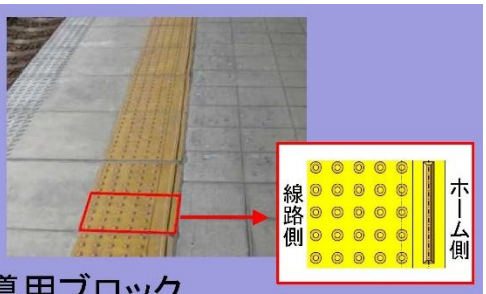
【参考】地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業）

高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援する事業



車椅子用階段昇降機





視覚障害者誘導用ブロック



ノンステップバス



リフト付きバス



福祉タクシー

生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和８年　月　日
（名称）　長野市公共交通活性化・再生協議会
（代表者名）　会長　川上　忍

１．生活交通改善事業計画の名称

バリアフリー化設備等整備事業

２．バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性

公共交通事業においては、モータリゼーションの進展により、住民の移動手段が自家用車に転化したことや、沿線人口の漸減と相俟って、その利用者は著しく減少している。

そのような状況下で、利用者の中心は長野市内に通学する学生や病院へ通院する高齢者であり、バス事業においては、バリアフリーに対応した超低床型車両（ノンステップバス）導入、タクシー事業においては、福祉対応車両（ユニバーサルデザイン車両等）の需要が高まっており、交通弱者の移動性を確保することは、喫緊の課題となっている。

こうしたことから、長野市地域公共交通計画においても、バリアフリー化の促進を方針として挙げている。

３．バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果

（１）事業の目標

令和７年度に、国土交通省からバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の中で新たな整備目標が示された。

長野市内の路線バスにおいては、適用除外認定車両を除き、令和 12 年度末までにノンステップバス導入率90%以上の実現を目指す。(地域公共交通バリア解消促進事業国庫補助金、地域間幹線における車両減価償却費等国庫補助金、県有民営バス制度について活用)

長野市内のタクシー車両においても、令和 12 年度末までにユニバーサルデザイン車両導入率25%以上の実現を目指す。(地域公共交通バリア解消促進事業国庫補助金について活用)

（２）事業の効果

長野市内への通院・通学のために利用する高齢者・障害者等の移動円滑化が図られるとともに、バス・タクシー利用者の増加に寄与する。

４．バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

（１）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）

ユニバーサルデザインタクシー車両の導入：長野タクシー株式会社（１台）

（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の３区分における運賃割引率について）

長野タクシー株式会社：身体・知的　　各１割引

（２）関連事項（以下、〈　〉内の事業に該当する場合に記載）

〈バス車両の導入に係る事業〉

該当なし

〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉

長野市におけるバリアフリー対応車両（スロープ、リフト、回転シート）等の導入台数

・スロープ　：19 台　（うちユニバーサルデザインタクシー：16 台）

・リフト　　：０台

・回転シート：０台

・タクシー車両の総車両台数　　：43 台

（令和８年３月末日現在、長野タクシー株式会社）



※車両イメージ

（出典：車両カタログ）

〈バスターミナルに係る事業〉

該当なし

５．バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和８年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県 負担割合	市区町村 負担割合	事業者 負担割合
バリアフリー化設備等整備事業	3,104 千円	600 千円	600 千円	0 千円	1,904 千円
	100%	19.3%	19.3%	0%	61.4%

※総事業費については見込み額を記載
※列記の者以外に費用負担者がいる場合は、適宜修正の上、全体構成が分かるように記載。

６．計画期間

以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（―――）で記載。
●で年度ごとの事業着手日、事業完了日を記載

事業の名称	令和８年度 4 月　9 月　12 月　3 月	令和　　年度 4 月　9 月　12 月　3 月	令和　　年度 4 月　9 月　12 月　3 月
ユニバーサルデザインタクシー車両の導入	1 台 交付決定日以降着手 ●――――● 2 月 28 日完了		

７．協議会の開催状況と主な議論

令和８年 10 月 26 日付け協議にて本計画の合意

８．利用者等の意見の反映
各事業者には、高齢者や障害者から、ノンステップバスやユニバーサルデザイン車両等の導入の要望が多く寄せられている。

９．協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	長野県（担当：企画振興部交通政策局交通政策課、 長野地域振興局企画振興課）
関係市区町村	長野市（担当：企画政策部交通政策局） 須坂市（担当：まちづくり推進部まちづくり課） 飯綱町（担当：企画課） 高山村（担当：総務課） 小川村（担当：総務課）
交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道㈱長野事業本部、しなの鉄道㈱、長野電鉄㈱、アルピコ交通㈱、長電バス㈱、長野観光自動車㈱、（公社）長野県バス協会、（一社）長野県タクシー協会、国土交通省関東地方整備局長野国道事務所、長野県長野建設事務所、長野市建設部、長野中央警察署、長野南警察署
地方運輸局	北陸信越運輸局長野運輸支局
その他協議会が必要と認める者	篠ノ井地区住民自治協議会、長野市民生委員児童委員協議会、長野市地域女性ネットワーク、長野市交通安全家族連絡会、長野商工会議所、長野商店会連合会、信州大学工学部教授、長野工業高等専門学校教授、長野県私鉄労働組合連合会

■注意事項
・総合連携計画等の既存の計画を活用する場合は、上記の事項について記載のある計画をそのまま活用することでもよい。ただし、記載されていない事項については追記すること。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住　所）長野市大字鶴賀緑町１６１３番地
（所　属）長野市企画政策部交通政策局
（氏　名）丸山　義久
（電　話）０２６－２２４－５０１２
（e-mail）kotuseisaku@city.nagano.lg.jp